## 全員協議会 会議録

平成25年2月18日(月) 午後 1時30分 開会 午後 2時45分 閉会 場所 : 全員協議会室

欠席者:榊原一人病院事務局長(代理出席者:新村隆管理課長)

冒頭に、議長より前議長の榊原伸行議員に、愛知県市議会議長会からの感謝状の伝達あり。

## [上程議案の補足説明]

1 半田市名誉市民の推挙について

水野節企画部長:資料に基づき説明

松本如美議員:南吉を名誉市民にすることには異論はないが、2005年の3月議会で竹内弘さんを名誉市民にする時に質問をした経過がある。市長が推挙して議会が決めるという条文しかない。推挙基準の明確化を、条例にうたいこむなり、第3者機関ではかって推挙の中身をきちっと押さえることはどうかという提案型でお願いをしたのが、政治家については外せないことを明確に回答いただいた。最終的な結論として、県下の状況等や議会の意見を伺う中で明確化を検討していきますということとなっている。名誉市民を推挙していく過程で見えない部分があるので、明確化してはどうか。これらを踏まえて、名誉市民を挙げていく時に、過去の質問がどのように活かされていたのか教えていただきたい。

水野節企画部長:今回、新美南吉氏を推挙する過程としては、昨年度3月での一般質問の後、岩滑区、半田一区等の地域住民の方、新美南吉顕彰会、生誕百年の実行委員会、そういったところで幅広く市民の皆様にも、この名誉市民への推挙についてのご意見を伺う中、当事者であります新美南吉のご遺族にもお伺いをすることで、可能な限りの関係者の方、広く市民の方にご意見を伺う形で今回決定させていただいたものであります。検討委員会や推薦委員会等については、現在設置しておりませんが、より広く市民の方のご意見をお伺いしたということで、今回の議案上程という形に至ったものであります。

松本如美議員:前回議会で透明化を図ってはどうかという質問をしたが、検討して まいりますという経過の結果があれば教えてくださいということを聞いている。 検討してませんでしたということが答えか。

水野節企画部長:前回、2005年以降の経過については、知る限りでは具体的な検 討には至っておりません。

松本如美議員:今回はよく知られているケースだから、すんなりと通っていくけれども、名誉市民というのは市民が敬愛をしていることが前提だから、きちんと検討した上で、きちんとした押さえとして推薦委員会等で確認をすることが必要ではないかと思う。

藤本哲史副市長:ご質問、ご意見ごもっともだと思います。今回南吉を名誉市民に 推挙していく過程で、例えば半田市長が市制記念式典で推薦する場合、条例、規 則で定められている推薦委員会を設けています。そうしたものを今回の名誉市民 についても、手続きを踏んでいくべきではないかということは、私は意見として 内部で申し上げました。条例上はそこまで特に定めていないということですし、 いくつかの手筈を踏んで推挙いただいたという経緯があったことから、今回はこ れでいこうかとなったわけです。しかし、おっしゃるとおり、やはりもう少し透 明性と広くご意見を聞くあるいは、知識経験者からの位置付けをいただく場が必 要ではないかと思っておりますので、これを機に整備をしてまいります。

- 2 半田市職員の修学部分休業に関する条例の制定について 及び
- 3 半田市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について を一括議題 水野節企画部長:資料に基づき説明 質疑なし
- 4 半田市職員退職手当支給条例等の一部改正について

水野節企画部長:資料に基づき説明

松本如美議員:公布日はいつが予定か。

水野節企画部長:3月25日が議会最終日ということで議決いただきますと、その 後公布は27日と聞いていますが、最終的には総務課と相談して決定します。予 定としては27日です。

松本如美議員:この条例改正には、ものすごく疑問を持っている。県下でも6割、7割が4月1日にやろうとしている時に、半田市は、なぜ3、4日前に施行をしていくのか。その理由がよくわからない。県下でもそのような動きがある中で、3月実施は極めて少ないと思うが、あえてその時に実施する思いを聞きたい。

水野節企画部長:今回、国家公務員の退職手当が改正されたということで、当然公務員と民間の退職手当の差が 400 万円ほどあるということであります。これについて国はすみやかに1月1日施行をしております。私どもは、給与は人事院勧告や国に準拠することが基本でありますので、国あるいは県、近隣市町の状況を勘案した上で、この3月末には改正を摘要していきたいと思い、条例改正をしていくものであります。

中川健一議員:教員の世界で、退職金が減ることがわかってから早めにやめる方がいたと、半田市議会でも過去にそういう事例があったことですが、半田市の職員でかけこみで辞めてしまいそうな人はどのくらい今いるのか。

水野節企画部長:職員の関係でございますが、現在職員の定年退職者の方で具体的 に早期退職の申出等はありません。

本間義正教育部長: 教員の関係でございますが、私どもが把握しているのは現在1 名でございます。

新美保博議員:100分の87になったときに、こういう数字が出るということだが、現行で国家公務員の平均手当額はいくらか。また、現行で半田市の職員の平均手当額はいくらか。

水野節企画部長:全員協議会資料の影響額のところで、国家公務員の平均退職手当額は約2,700万円。これは20年以上の定年と勧奨、自己都合を含めたものです。これに合わせた半田市の数値は、2,129万円が平均の退職手当額で、平成24年度で積算した数値であります。国は平成23年度に調査をしていますので、その

時点の数値であります。

- 新美保博議員:この2,707万円を2,304万円に国家公務員はするということですよね、2,304万円と現行の半田市2,129万円では、半田市は国家公務員の平均手当額より少ないということだ。要は国家公務員が400万円下げても半田市の職員は現行のままいっても少ないということ。今までの人事院勧告に準じていることはしょうがないことと思いますが、金額をベースにするのか、支給率をベースにするのか。支給率を守ろうとするからこういうことになる。実際にいけば、けして職員のために話しているわけではないが、半田市の職員は国家公務員より少ないというところはちゃんと押さえてないといけない。
- 水野節企画部長:今回、国家公務員の方が400万円ほど引き下げる数字と半田市の 平均手当額約2,100万円を比べると当然半田市の方が低いわけです。新美議員の おっしゃられたように、我々としては支給率をベースにして改正をしたいという ものです。金額ですと、部長級、課長級、役職のないもので変わってきますので、 支給率で改正したいと考えております。
- 5 専決処分の報告について(公用車両が関係する事故の和解及び損害賠償の額の 決定)

堀寄敬雄総務部長:資料に基づき説明 質疑なし

- 6 平成25年度予算の概要について 堀嵜敬雄総務部長:資料に基づき説明 質疑なし
- 7 市営墓地の使用申込受付について 折戸富和環境監:資料に基づき説明

中川健一議員:一色墓地は以前いくらの永代使用料で、今回いくら値上がりしたのか。

折戸富和環境監:一色墓地につきましては、地元が持っている墓地で、今回初めて 市へ委譲されますので、初めての申込み開始となります。

中川健一議員: 永代使用料が少し安いのではないかという議論が建設産業委員会であったが、そのような議論は今回の金額に反映されているものなのか。

- 折戸富和環境監:管理費もとっていかなければいけないんじゃないかという議論が 建設産業委員会でありまして、今回50年間の永代使用料を算定する際に、一色 墓地に樹木等は少ないので草刈り等の50年間分のランニングコストを全体の 区画数で割りながら、設定をさせていただいております。
- 中川健一議員:50年間というのは、他の墓地は例えば30年間や40年間だが一 色墓地は延ばして50年間にしたのか、他の墓地も50年間になっているのか。 建設産業委員会の議論を踏まえて改善されていればいいなと思うが。
- 折戸富和環境監:今回の使用料の算定につきましては、一色墓地も北部墓地も50年間分の管理費等を加えた状態で算定しております。改善した状態です。

- 8 半田市手数料条例の一部改正について 笠井厚伸福祉部長、大坪由男子育て支援部長:資料に基づき説明 質疑なし
- 9 半田市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について(福祉部) 笠井厚伸福祉部長:資料に基づき説明 質疑なし
- 10 「地域主権改革一括法」に基づく半田市指定地域密着型サービス運営基準等の条例制定について

笠井厚伸福祉部長:資料に基づき説明 質疑なし

11 半田市児童遊園及びちびつ子広場に関する条例の一部改正について 大坪由男子育て支援部長:資料に基づき説明 質疑なし

## 「その他」

中川健一議員:退職手当の件で、残念ながら市内の教員が期日前に退職されるということで、法的には止めることはできないし、大変残念だと思う。教育長として、 そうならないようにするためにその方とお話をされたり、考えなおしていただくようにされたことはありますか。

加来正晴教育長:個人としては当該本人とお話はしておりませんが、校長から連絡をいただきましたのが、当初は遺留に努めることについては控えるよう文科省から指示がありました。本人の意思を尊重するようにと。その後、文部科学大臣から再度通知があり、遺留に努めなさいと指示がありましたので、校長が本人と話をしましたが、意思が固く、これ以上は遺留に努めることはできないということで、残念に思いますが、本人の意思を尊重しました。